

平成30年 8 月 2 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(午前 9 時 59 分開会)

◎明神委員長 御報告いたします。浜田英宏委員から所用のため少しおくれる旨の届け出があっております。

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定いたしました。

まず、取りまとめ項目につきましては、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、教育委員会について行います。

まず、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

◎伊藤教育長 教育委員会でございます。議題の説明をさせていただきます。

まず、総務委員会の皆様におかれましては、4月25日から5月29日までの間、県教育委員会が所管いたします県立学校及び出先機関、並びに市町村教育委員会が所管をしております小中学校の状況につきまして、調査をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。今回、現地におきまして、各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取り組みとともに、卒業生の進路状況や部活動の状況など、教育全般にわたるさまざまな質疑を行い、学校現場の実情を詳しく調査いただきました。また、取りまとめ項目となっております交通安全教育や特別支援学校の施設整備等、青少年センターの運営などに関しまして貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきまして、後ほど担当課長から教育委員会の考え方などについて御説明をさせていただきます。教育委員会では、今回、委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、今後とも一層の御指導よろしくお願い申し上げます。

次に、報告事項でございますが4件ございます。まず、公立学校教員採用候補者選考試

験における問題の誤りについてでございます。6月23日に実施いたしました教員採用候補者選考試験の第1次審査において、専門教養問題に誤りがあったことが判明いたしました。これにつきましては、採点において受審者に不公平が生じないように措置を講じますとともに、今後このようなミスを繰り返さないよう再発防止に向けた取り組みをさらに徹底してまいります。詳細につきましては、教職員・福利課長から説明をさせていただきます。

次に、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。本年度4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に公表されましたことから、その内容につきまして小中学校課長から御説明をさせていただきます。

次に、高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正についてでございます。平成30年7月豪雨で被災した生徒の就学の機会を確保する観点から、それらの生徒、災害救助法が適用された市町村の区域に住まわれる方になりますけれども、高知県立高等学校に転入学する場合、入学手数料及び入学料を徴収しないこととする改正条例議案を平成30年の9月議会に提出させていただきたいと考えております。また当該条例の施行までの間は、徴収猶予する措置を講じることとしたいと考えておりますので、これらのことにつきまして高等学校課長から御報告をさせていただきます。

最後に、高校生等奨学給付金の支給要件の改正についてでございます。高校生等奨学給付金につきまして、平成27年度から平成29年度までの3年間、本県が定めていました給付対象の範囲が国の定める範囲より狭くなっていたことが判明したため、これを是正するための措置を講じることといたしました。このことにつきまして、高等学校課長から御報告をさせていただきます。私からは以上でございます。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 続いて、交通安全教育について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課です。高知県の交通安全教育の取り組みについて御説明をいたします。お手元の資料で青色のインデックスで教育委員会とあります総務委員会資料の学校安全対策課のインデックスのページをお開きください。

交通安全教育について、1県教育委員会が実施する取り組みについて御説明をさせていただきます。高知県では県で策定しております高知県安全教育プログラムに基づく交通安全教育を実施しております。この高知県安全教育プログラムは、子供たちが生涯にわたりみずからの安全を確保するための基本的な素養や社会の安全に貢献できる資質及び能力を育てるために、全ての学校で安全教育が実施されるよう作成しました教員用の指導資料になります。平成25年3月に震災編を策定しまして、26年3月には気象災害編、交通安全編、生活安全編を策定し、県内全ての小中高等学校の教員1人1冊ずつ配付をしております。高知県における交通安全教育の目的につきましては、生涯を通じて被害者にならない、加害者にもならないということを掲げて取り組んでいるところです。参考までに、別途A4

横長の資料、3ページをごらんください。ここに、高知県安全教育プログラムにあります資料を参考につけさせていただいております。資料にありますように交通安全教育により、子供たちに四つの力を身につけてもらうよう指導を行っているところです。1点目が、交通ルールや安全な歩行の仕方、自転車の乗り方など、交通行動の基本を身につけさせるようにしております。2点目としましては、子供たちが自分自身で危険予測や回避行動がとれるよう、交通状況への適応力を高めることとしております。3点目としましては、行動計画の力としまして、交通行動の自己理解と感情コントロールができるようになること。そして4点目としましては、社会生活の力としまして、地域の交通安全への貢献ができるようになることとしております。高知県安全教育プログラムでは、これらの四つの力を身につけさせるために、子供たちの発達段階に合わせた事業展開例も示しており、これらを活用した交通安全教育の実施を各学校に依頼しております。

次に、(2)の安全教育推進事業の実施について、学校安全対策課では各学校での指導力の向上のため、先進的な交通安全教育を実施するモデル地域を指定しまして、その拠点となる学校の交通安全教育の実践方法や成果を広く県内に広めるため、市町村への委託事業として安全教育推進事業を実施しております。これまでの指定校の状況につきましては資料にあるとおりですが、ちなみに平成30年度はいの町の枝川小学校と黒潮町の南郷小学校の2校が指定校となっております。

次に、2高知県警察本部と連携した取り組みについては、平成25年5月に「学校教育現場における交通安全教育に関する協定」を締結しまして、警察本部と連携した取り組みを進めております。具体的には、資料にあります3点について御説明をさせていただきます。1点目は、交通安全教材Traffic Safety News、我々は「TSN」と呼んでおりますけども、これを県警と連携して作成しまして毎月1回、県内全ての中学校、高等学校に配布しまして、交通安全指導に活用してもらうよう徹底を図っております。参考までに本日の資料4ページ、5ページに「TSN」の平成30年4月号と6月号を添付させていただいておりますので、あわせてごらんください。特に中高生の自転車運転時の事故が多いことから、データ等を示しながら、被害者にも加害者にもならないための自転車の安全な利用について指導を行っております。2点目は、年2回、自転車指導警告票の交付件数について県警本部からの情報を得まして、学校ごとの交付件数を各学校へ通知し、生徒への指導を依頼しているところです。3点目としましては、スケアード・ストレイト交通安全教室を実施し、スタントマンの実演により臨場感を持って事故の危険性や危険回避の方法について、具体的な指導を行っております。

資料の2ページをごらんください。

最後に、3の各学校での取り組みについてですが、所轄の警察署と連携して県内の多くの学校において交通安全教室等が行われております。小学校ではほぼ100%実施されている

状況です。それと、本県では条件つきで原動機付自転車での登校を認めている高等学校もありますので、それらの学校では、安全な運転についての実技講習等を行っております。現在実施している交通安全教育の主なものは以上となります。

続きまして、成果と課題についてですが、まず成果につきましては、最近の動向としまして、小学生から高校生までの交通事故件数は、年を追うごとに減少傾向にあります。また、県の知事部局担当課と県教育委員会事務局、高知県警察本部とは情報共有が図られておりまして、円滑な連携体制が構築されているところでございます。モデル地域の研究指定校では、地元警察など関係機関と連携し、地域の交通事情に応じた取り組みがなされており、児童生徒の交通安全への意識や知識の向上、危険箇所への対応など、通学路の安全対策にもつながっております。そうした成果を研修会等で先進的事例として紹介し、指導計画や指導方法についての演習等を行うことで、効果的な交通安全教育への見識が高まってきているというふうに考えております。一方、課題としましては、事故件数そのものは減少傾向にあるものの、本年4月に発生したような死亡事故や意識不明の重篤な状態に陥る交通事故も発生しております。こうした事故の背景には、被害者の飛び出しや不注意、違反行為によるもの等もあり、事故に遭わないための安全行動についてさらに徹底を図っていく必要があると考えております。教員の指導力向上のために県教育委員会では研修会等を開催しておりますが、研修に参加した職員による研修内容の職場での報告の仕方は学校により温度差があります。研修内容の共有が十分でない学校もあるといった課題があるところでございます。

今後の取り組みの方向性としましては、引き続き、高知県安全教育プログラムに基づく交通安全教育と「TSN」の活用を徹底するなど、県警察本部と連携した取り組みをさらに進めるとともに、より効果的な方法についても検討していきたいというふうに考えております。また、研修内容が確実にフィードバックされ、各学校の実践に反映されるよう、アンケート調査等により状況を把握し、必要に応じて学校への指導を実施してまいります。さらに交通事故の発生を受け、自転車のヘルメット着用に関して保護者の関心も高まっていることから、着用率の向上に向けて、学校や保護者と連携しながら、取り組みを進めていくこととしております。学校安全対策課の説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 交通安全の今後の方向性で、ヘルメット着用の関心も高まっており、学校や保護者と連携しながら取り組みを進めていくということですが、現状として、高知市以外の中学校はほぼヘルメットを着用しておりますが、これは基本的に高知市のことだと思いますし、実際高知市の保護者の方から相談を受けることもあります。高知市教育委員会等とヘルメット着用の話、意見交換みたいなことはされておられるのでしょうか。

◎中平学校安全対策課長 県内、東部と西部について、中学生に限ってはヘルメットの着

用がほぼ100%に近い状況でございます。やはり、中心部である高知市、高知市周辺が少し着用率が低いという状況がありますので、我々も高知市教育委員会に何度か出向いて話をさせていただいております。なかなかヘルメットの着用が進まない実情についてお聞きしているんですけども、東部、西部ではヘルメットをかぶることに関しての抵抗感が保護者にも生徒にもない。ただ、高知市についてはかぶる習慣が今までないので、そこについての意識というところを変えていかないとなかなか進まないだろうということで、すぐにヘルメットの着用率を100%にすることは難しいけれども、少しずつでもかぶる人数をふやして行って普及を図りたいという話はお聞きしております。

◎**浜田（豪）委員** 小学校は親の意識が高くてヘルメットをかぶらす家庭は多いと思いますので、それが、どこかの段階、中学校ぐらいになると、高知市に至ってはなかなかかぶらない、学校でかぶらなくていいという現状がある中で、高知市教育委員会との関係もあるでしょうし、高知市独自の問題もあるでしょうから、何かしらかぶらせたい、そして、生徒自身がかぶることで、何かこう1人浮くという気持ちを持たさないような、県として後押しを検討していただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎**黒岩委員** 「T S N」の活用について、4月5月、各学校現場を回らせていただいたときに感じたことは、廊下に張っていたり、学校の教室の中に張っていて、十分それを活用して説明がなされているのかなという若干疑問を受けました。当初これができた状況を考えますと、当時の課長からは、各担任の先生がそれぞれホームルームなりで時間をとって説明するという趣旨のお話を伺ったんですけども、そういうことを今日までやられてきた背景の中で現実そうなのかという感じもありますし、各学校によって非常に対応策が違うんじゃないかなという感じを率直に受けたんですけど、交通事故が減っているという御説明がありましたが、今後、事故が起きてからでは遅いわけですので、せっかくこのようなものを県警と教育委員会が連携してつくっているわけですから、活用をもう少し徹底して意識づけを高めていくことが大切じゃないかと思いますが、現状はどうなのか。今後、どのようにしていくのか御説明いただければと思います。

◎**中平学校安全対策課長** 学校安全対策課では「T S N」の活用状況につきまして、年に2回、9月と2月に各学校へのアンケート調査をしております。ほかの安全教育全般のアンケート調査なんですけども、その中の一つの項目として「T S N」の活用状況というところもありまして、その活用の仕方なんですけども、朝の会とか帰りの会、ホームルーム等での指導に活用したかどうか、教室に「T S N」を掲示したか、家庭に配布したか、校内放送で周知をしたか、そういった観点で活用がされているか確認を行いました。どれか一つ以上やっているという学校について調べたところ、平成29年度の実績で高等学校は86%、中学校では99%の学校で活用しているという回答をいただいております。ちなみに、平成27年度、28年度につきましては、このアンケート調査を行った後に学校のほうに追跡

調査も行いました。実際のところを確認すると、ホームルームで説明をしたり家庭に配布しているということを確認できて、割合としては100%活用しているという状況でございます。

◎黒岩委員 わかりました。そういう形で徹底して対応していただければ安心だと思います。特に自転車で1時間以上かかって通学している生徒もいらっしゃるようですので、そういう遠くから通っていらっしゃる方についても特に気をつけていただくような対応を日常からお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎久保副委員長 交通安全について教育委員会とか警察との連携、そして学校現場で本当に積極的に取り組んでいただいて随分事故も減っておるということで御苦労さまです。年度当初に大きな死亡事故があったわけですが、これはそれぞれ新入生ではなかったかと思いますが、そのところをお願いします。

◎中平学校安全対策課 海洋高校は1年生だったと思うんですけれども、我々もあの事故を受けて、4月5月、特に新しい学校に通い始めたときに、通学路も新しいですし、交通安全への意識、新学期になってちょっと気分的にも浮き浮きしているようなところもありますので、その部分は学校でも各家庭でも交通安全について気をつけるように指導を徹底してもらわなといけないと感じております。

◎久保副委員長 土佐塾のほうは。

◎中平学校安全対策課長 土佐塾は中学校1年生ということです。

◎久保副委員長 私は、年度当初ということと新入生というところが交通事故の要因ではなかったかなというふうに思いますし、よくそのことは父兄の方からも聞きます。やはり新しい学校に行くことになって、課長は気分の高揚というふうにおっしゃいましたが、私は、それよりも4月から通い出して新しい通学コースになれていないということが今回の大きな事故につながったのではないかなというふうに思います。ですから、今ここに、教育委員会の取り組みですとか警察の連携、学校現場の取り組みがあって、よくわかります。ただこれをやるときに、ぜひ年度当初、特に4月当初に厚く積極的に交通安全について取り組むことが必要ではないかなと思いますけれど、課長の見解を求めます。

◎中平学校安全対策課長 新学期、しかもその新しく入った新1年生というところで交通安全の部分でいくと事故が起こる可能性が1番高いと我々も思っておりますので、そこについては今後、市町村教育委員会へ指導していく中で、家庭、学校、地域、行政、警察、それぞれの関係機関が連携をして、指導を徹底していきたいと考えております。

◎久保副委員長 ぜひ、年度当初にそのところをお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課・特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、特別支援学校の施設整備等について、学校安全対策課及び特別支援

教育課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 引き続き、学校安全対策課です。よろしくお願いいたします。特別支援学校における施設や設備などの教育環境等の整備に係る取り組みについて御説明をさせていただきます。お手元の資料で総務委員会資料の学校安全対策課、特別支援教育課のインデックスのページをお開きください。

項目は、特別支援学校の施設整備等についてでございます。この資料の説明欄の1特別支援学校の施設整備の記載内容につきましては学校安全対策課から、ページ下段にあります2障害の特性等に応じた教育環境等の整備の内容につきましては、特別支援教育課からそれぞれ順番に御説明をさせていただきます。

最初に、教育委員会の施設整備等の基本的な考え方についてです。特別支援学校における教育環境等の整備に当たっては、児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な配慮のもとに、適切な対応がなされることが必要であるというふうに考えております。最近では、障害の重度、重複化や多様化などの現状を踏まえ、一人一人の教育的なニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった視点も取り入れながら、教育環境の整備、充実を図っていくこととしております。おのおの整備に当たっては、学校からの要望をベースに関係課で協議調整をしながら、小規模なものや簡易なもので対応可能なものは現年度予算で対応し、それ以外のものについては、緊急性や必要性も考慮しながら、翌年度以降の予算での対応を検討していくというふうにしております。

次に、1特別支援学校の施設整備について御説明をさせていただきます。学校安全対策課では毎年度、施設担当職員が全ての県立学校を訪問しまして学校職員から整備要望を聞くとともに、維持修繕や老朽化対策などが必要な箇所についての確認、把握を行っております。学校施設の改善、維持、保全を図り、良好な教育環境等を保持していくために大きく4つの事業を実施しています。まず、①の維持修繕についてですが、学校施設の維持管理において緊急性を要する250万円未満の小規模な修繕、改修工事につきましては、維持修繕費を学校長へ予算令達することで、各学校での対応をお願いしているところです。②の南海トラフ地震対策について、校舎等の構造体の耐震化につきましては平成28年度までに全て対策が完了しておりますけれども、東日本大震災や熊本地震での教訓をもとに、現在は非構造部材等の耐震化に取り組んでいるところです。地震発生時に倒壊の恐れのある学校敷地の周囲にありますコンクリートブロック塀等の改修工事について、平成28年度から30年度までの3カ年で全ての学校の対策が完了する予定としております。また、地震発生時に学校体育館が屋根ブレースの破綻や天井材の落下、窓ガラスの破損などにより、避難所としての利用ができなくなることがないように、非構造部材等の耐震化を行っていくこととしておりまして、これにつきましては、平成32年度末の対策完了を目指して現在取り組ん

でいる最中でございます。特別支援学校につきましては、本年度江の口養護学校を除く体育館を有している9校につきまして設計委託に着手してございまして、来年度には耐震化工事を行う予定としております。③の既存施設の再生整備事業では、学校施設の老朽化対策や機能改善改修について、学校からの要望や現地調査等によりまして、必要に応じて予算要求を行っていくこととしております。④は、県立学校施設の長寿命化改修事業についてとなっております。県立学校の老朽化対策としまして、昨年12月に策定しました「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づきまして、築40年を超える施設について、今後10年間に改修、改築、あるいは取り壊し等の対策を順次実施していくこととしております。

一方、課題としましては、県立学校施設は昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、築30年を経過した施設が現在7割以上を占めるという状態になっておりますことから、今後さらに、維持修繕費が増大することが予想されております。厳しい財政状況の中で、長寿命化計画に基づき施設の老朽化対策を進めていかなければならないという状況になっているところでございます。

(3)の今後の取り組みの方向性として、特別支援学校につきましては、特に児童生徒の教育環境面や生活環境面への配慮が必要なことから、他の県立学校よりも優先順位を上げて計画的に施設整備等が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課です。特別支援学校における施設整備などの教育環境の整備に係る取り組みのうち、本課からは、先ほどの学校安全対策課と同じ資料の下5行目からの部分にあります、2障害の特性等に応じた教育環境等の整備について、近年の整備の状況や今後の取り組みなどについて御説明をいたします。

特別支援学校におきましては、近年障害の重度化や重複化、多様化が進んでございまして、それぞれの学校には主として対象とする障害種別の特性や一人一人の障害の程度に応じた教育的支援を行うことはもちろんのこと、発達障害を含め他の障害をあわせ有する児童生徒への適切な指導支援も求められているところです。このような状況を踏まえまして、教員の専門性の向上や、専門機関等と連携しました支援に取り組むとともに、それを支える学校の施設設備や授業等で使用します教材等を含めた教育環境についても、先ほど学校安全対策課の説明の冒頭にありました基本的な考え方に基づきまして、各学校の要望を踏まえて、できるだけ計画的に整備を行っているところです。資料には、(1)としまして近年の整備の状況の主なものを掲載をさせていただきました。

①は、平成23年度から知的障害と肢体不自由の併置校となりました中村特別支援学校のバリアフリー化等のために行いました主な整備の状況を載せております。今後も必要に応じて対応していきたいと思っております。2ページに移りまして、②は、知的障害の特別支援学校におきまして増加傾向にあります発達障害などの特性を有する児童生徒への対応の

代表的なものとしまして、そういった生徒がパニックを起こしたときなどに安全を確保したり気持ちを落ちつけたりするために使用するクールダウンのスペースやわかりやすく見通しを持って活動できる学習環境の整備を挙げています。それぞれの学校において該当する生徒が安定して、また主体的に学習をすることに効果的な環境になっております。今後とも充実を図ってまいりたいと思っております。③は現在進めております県立特別支援学校の再編振興計画第2次に基づきます高知江の口養護学校の移転整備に関しまして、慢性疾患や心身症などに対応する校舎等の整備内容です。ここに記載しておりますもののほかにも体育館に関しましては、既存の体育館を改修し使用いたしますことから、体温調節が苦手な病弱の児童生徒が使用することもありますので、全館に空調設備を設置することなどとしております。平成33年4月の移転開校に向けまして引き続き取り組みを進めてまいります。④は、教材教具の整備に関連するものとしまして、現在各特別支援学校では、児童生徒の実態に応じて学習などにICT機器の活用を進めております。一人一人に応じた合理的配慮の提供や障害のある児童生徒が興味関心を持って効果的に学習を進めることができるなどの成果も上がっているところです。さらに、整備を進めてまいりたいと考えています。

今後につきましても、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の実態や教育的ニーズ、今後の入学者の動向などを踏まえながら、現在の施設設備や教材等の整備状況を十分に検討の上、さらに必要な整備ができるよう各学校や関係各課と連携し、できるだけ長期的な展望を持った計画的な整備に努めてまいります。また、教材備品や教具につきましても、学校運営費で学校ごとに購入等を行い整備を進めておりますので、こちらも学校とのヒアリングなどを通じまして要望を把握し、必要な整備ができるよう予算の確保に努め、各学校の教育活動の充実を図ってまいります。本課からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 県立学校施設の長寿命化改修で築40年を超える施設が109棟ということで、このうち、特別支援学校分は何棟あって、優先してやっていくという御説明もあつたんですが、概ね何年ぐらいでカバーするのか教えてください。

◎中平学校安全対策課長 109棟について全て改修、改築するという話ではなくて、状況を見まして、長く使えるものについてはできるだけ使っていくということで、本体の耐力度が弱って建物の強度が不足してしまうと建物として成り立ちませんので、そこについては状況を確認しながら、改修、改築という選択肢になってくると思います。委員から御質問がありました特別支援学校の建物については全部で9棟ございます。日高養護学校の校舎、体育館、寄宿舎棟、山田養護学校の校舎などが該当しております。基本は古いものからということですので、築40年以上の中でも既に築50年をはるかに超えているような建物もありますので、そういった緊急性を要するところからやっていきたいと思うんですけれども、

その中でも特別支援学校については、優先順位を上げてやっていくという考えであります。

◎上田（周）委員 要望ですが、さきの出先機関調査で見せていただきましたが、若草養護学校の寄宿舎の屋根、渡り廊下の屋根、駐輪場の屋根部分が結構、腐食まではいきませんが老朽化していて、小規模250万円未満という予算の説明もあったのですが、このあたりは早急に対策をお願いいたします。

◎塚地委員 渡り廊下部分の耐震化というのが、なかなか対象に入っていないんじゃないかというようなお話も伺ったんですけど、そこはどのような扱いになっているんですか。

◎中平学校安全対策課長 現状で言いますと、国から耐震化ということで求められているのはあくまでも建物という部類になってきますので、コンクリート製の建物であったり木造の建物、主に校舎とか体育館になってくると思います。そういったところの構造に対しての耐震化は100%、ほぼ終わっております。ただ、渡り廊下であるとか自転車の駐輪場は工作物になりますので、そういったところについては国からも耐震化についての細かい指導というか指示は今のところはありません。ただ、高知県においてもその部分については、建築課と毎年学校訪問をさせていただいております。駐輪場、渡り廊下につきましても老朽化が進んでいて危険だということについては、建築士の資格を持った技術職員もおりますので、状況をお聞きしながら学校からの整備要望もいただいて、必要に応じて改修していくという考えで今やっている最中でございます。

◎塚地委員 その改修に国からの補助対象みたいなものは全く入っていないということですか。

◎中平学校安全対策課長 現状、補助対象にはなっておりません。

◎塚地委員 私たちも見てきて、その部分が計画にも入ってこないんだろうなということで、注目もした部分ですので、予算化など国への要望も含めて、改修の計画みたいなものも現場を見ていただき、立てていただいたらいいなと思いますので、要望ということでお願いしたいと思います。それで、先ほど特別支援学校の長寿命化の中で、山田養護学校の校舎の話が出ていたと思うんですけど、せんだって伺ったときも学習室が不足していて特別室を使っているというお話も伺ったと思うんですけど、そういうことと一緒にあわせて改修なりができていくようなことなのか。そこらあたりはどんな感じですか。

◎中平学校安全対策課長 基本的には学校からの整備要望に基づいて、また、教育課程の変更があったり、子供の生活環境面を整えるために施設整備、改修等を行っているところなんですけども、やはり生徒数の今後の増減、見込みの部分が非常に推定しづらいというところがあると思います。そこについては、特に山田養護学校につきましては建物を建てるための敷地の部分、現状の敷地内で増築、改築ができるのであれば対応はしていきたいんですけども、その部分は限界があるというところがございますので、教室の利用の仕方、活用の仕方面で運用面で何とか対応していただいているという現状でございます。

◎塚地委員 個別のことになるので、またお伺いするようにしますが、発達障害の方も含めて知的障害のこれからの子供たちの状況も見ないといけないと思いますけれど、現状の子供たちをどうするかということも一つの大きな大事な要素でもあると思いますので、現場の声を聞いていただいて対応をお願いしたいと思います。

◎大野委員 自分もちょっと感じたのが知的障害の高等部に関して、人手不足というのもあって、即戦力がいるという御時世で、高等部の存在意義というのが大きくなってきているんじゃないかなという中で、特に知的障害の部分の手狭さというのが実感としてあるんです。そこら辺の整備的なもの、特に市部の例えばみかづき分校はかなり手狭になっているのではないかと。入学定員の問題もあるでしょうが、整備計画みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思っていますので。

◎橋本特別支援教育課長 山田養護学校、日高養護学校、中村特別支援学校につきましては、今ある施設設備の中でいろいろな工夫をしながら、何とか作業学習などがしっかりできて就労していけるような生徒たちを育てていくための工夫をさせていただきたいというふうには思っています。その際に、わかりやすい学習環境であるとかそういったものも、手狭さの中であってもそういうふうなことでしっかりと子供の実態に応じた指導支援というのはやることができますので、そういうところにもしっかりと視点を当ててやっていければというふうに思っています。それから、みかづき分校のことにつきましては以前にも御質問いただいた件もありますけれども、みかづき分校の中だけではなかなか難しい、当然もともと小さいところですので、手狭感もありますので、実習の仕方が校内でやるだけではなくて校外に出る、ふだんの学習についても校外で実施をするという工夫をすることもありますとか、みかづき分校の校舎以外のところで場所を設けて、作業スペースあるいは教室スペースを確保するというのも考えていますので、今、分校以外の建物に関しても確保するような方向は検討しているところです。

◎大野委員 もう1点、スクールバスは直営の部分と委託の部分がそれぞれの学校であると思うんですけども、特に古くなっているという部分はないですか。

◎橋本特別支援教育課長 県立の特別支援学校で運行しておりますスクールバスにつきましては、県有バスを持っているのは若草養護学校だけで、あとの学校に関しましては全部バスごと民間に委託をしております。若草養護学校のスクールバスにつきましては4台ございますけれども、1番古かったバスも今年度、来年度にかけて更新をしていただけるよう予算をつけていただきましたので、現在のところは古くて困るということはありません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、青少年センターの運営について、生涯学習課の説明を求めます。

◎三觜生涯学習課長 生涯学習課でございます。青少年センターの運営について御説明を

いたします。事前に青少年センターの陸上競技場の改修工事に関する、当センターの運営についてのことであることをお聞きしておりますので、そちらの観点から御説明させていただきます。赤色の生涯学習課のインデックスをお開きください。

初めに、陸上競技場の整備の概要を御説明いたします。当施設は昭和42年の開設以来、大規模な改修工事を行っておらず、フィールド内の芝が剥離した状態に加え、公認陸上競技場の要件を満たしていないため、東部地区の陸上競技大会や記録会が開催できないなど、県東部のスポーツ拠点施設でありながら、陸上競技やサッカー、ラグビーなどに十分な競技環境を提供できていない現状にありました。また、県立春野陸上競技場など数カ所の公認陸上競技場に陸上競技、サッカー、ラグビーなどの大会やキャンプ、合宿が集中しており、受け入れ調整が年々困難化している状況にあります。県が進めておりますスポーツ振興施策であるスポーツキャンプの誘致や、2019ラグビーワールドカップ、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致を促進するためにも、第3種公認陸上競技場としての整備が必要となったものでございます。

陸上競技場の改修に当たりまして、平成29年度に実施設計を行い、今年度より改修工事を実施しております。既に一般競争入札により6月26日付で、長谷川・ミタニ特定建設工事共同企業体と契約を締結しており、平成31年7月の供用開始を目指して円滑に工事を施工してまいります。加えまして、関連施設の整備ということで、記録判定や審判控室に使用する競技本部棟と陸上競技用品や芝の管理機械を保管する倉庫の新築工事にも取り組んでまいります。

今後の取り組みとしましては、第2期高知県スポーツ振興計画に位置づけられた事業として、文化生活スポーツ部スポーツ課と連携し、陸上競技やサッカーなどの競技団体と協議調整しながら、円滑な改修工事の施工と第3種公認陸上競技場としての認定取得を目指します。また、サッカーのJリーグや企業、大学等のスポーツ合宿やキャンプの誘致に必要となる芝生の管理体制の整備を進めるとともに、県内で開催される各種のスポーツ大会の新たな受け皿として機能するため、本年度より高知県スポーツ振興財団が主催する利用調整会議に青少年センターも参加することとしております。あわせて、青少年教育施設として予約の優遇措置や料金の設定などで青少年の利用に大きな支障が生じないように、バランスを図りながら施設運営を行ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 スケジュール的なところなんですけれども、今年度中に工事が終わって7月に供用開始ということで、その間に公認陸上競技場の認定の審査を受けるということなんですか。

◎三觜生涯学習課長 5月22日までが工期になっております。芝生の養生などもあります

ので、年度を越した工事ということになっております。公認をとるのは土木工事等が終わって芝も敷いたその後に認定を受けるということになります。

◎大野委員 認定を受けるのに期間的なものは大分かかるのではないですか。大丈夫ですか。

◎三觜生涯学習課長 中央の団体から来ていただいて審査をいただくということですので、何週間もかかるということではございません。

◎大野委員 オリンピックのキャンプの事前誘致とかになると、そういうことがもし遅れたら大変なことになるので、できるだけ早目早目が望ましいかなと思ったので聞きました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続きまして、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

まず、公立学校教員採用候補者選考審査における問題の誤りについて、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 教職員・福利課でございます。当課からは平成31年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査の問題の誤りについて報告をいたします。資料につきましては、教職員・福利課と書いた赤のインデックスをお開きください。

6月23日に実施いたしました教員採用選考審査の第1次審査におきまして、問題の一部に誤りがございました。誤りがありました問題は、専門教養保健体育のうち、中学校、高等学校、特別支援学校中学部・高等学部に出題しました第2問の1でございます。該当教科の受審者数は中学校が96名、高等学校が61名、特別支援学校中学部・高等学部が29名、合計186名でございます。

誤りの内容につきましては、2ページをごらんください。問題文において正しくないものを次のAからEの中から選びなさいという問いに対しまして、正しくないものにつきましてはあらかじめ設定したAだけではなくて、Cも正しくないことが判明しましたことから、Cも正答とすることといたしました。Aにつきましては、短距離走、中距離走では、位置について、用意の合図の後、ピストルの出発合図でスタートするとなっておりますが、中距離走につきましては、位置について、ピストルの出発合図でスタートするということから、これが誤りということで予定をしておりました。ところが、Cでございますが、その下の図でございますが、テイクオーバーゾーンの変更が平成30年4月にルール改正がされております。中身につきましては説明をさせていただきますと、左側の図でございますが、リレーで例えば400メートルの場合に、走る方向ということで、第一走者が80メートルあたりにきました。第二走者がスタートしまして、従前の改正前でございましたらバトンを受け取るのは、90メートルから110メートルの20メートルの間だということになります。ところが、右側の図でございますが、平成30年4月に日本陸上競技連盟のほうの規則が改正を

されておりまして、80メートルのところ、助走を始めた時点から110メートルのところまでバトンを受け取ってよいというふうに規則改正がされております。ということになりますと、テイクオーバーゾーンは30メートルということになります。

前のページに戻っていただきまして、5の欄をごらんください。今回の問題の誤りにつきましては、筆記審査の終了後の6月25日に県内外の大学等の専門家にチェックをお願いしておりますが、その事後のチェックの中で判明いたしました。また、あわせまして、6月26日には、外部の方からもメールにより同様の指摘がございました。

6採点上の措置でございますが、採点作業に入る前に判明いたしましたので、AとCを選んだ方を正答としまして、それぞれに得点を与えております。また、該当受審者につきましては、問題の誤りの内容と採点上の措置につきまして連絡とおわびの文書を送らせていただいております。

今回のミスにつきましては、作問作業の期間中に規則の改正がありまして、それが反映されていなかったということでございます。今後は、年度が変わった時点でも、最新の情報を収集するとともに、事務局内で問題作成委員でありますとか点検者である問題検討委員双方でチェックを行うなど、確認を強化していきたいと考えております。県教育委員会としましては、今回の作問ミスを真摯に受けとめまして、より一層慎重に対応し、県民の信頼を得られるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 小中学校課でございます。先ほどの報告事項の資料、小中学校課、赤のインデックスのところをお開きください。全国学力・学習状況調査結果の概要について説明させていただきます。

まず1ページおめくりいただきまして、2ページをごらんください。

4月17日に実施しました全国学力・学習状況調査結果について、本年度は悉皆調査として9回目、抽出調査を合わせますと11回目の調査となり、また3年ぶりに理科の調査も行われました。(4)には本年度の調査に参加した学校数とこれに回答した児童生徒数を示しております。参加学校数は小学校188校、中学校104校、義務教育学校2校、特別支援学校4校の計298校となっております。

3ページをごらんください。

ここには平成19年度からの、小学校中学校それぞれの教科調査結果について、全国平均との差の経年変化をグラフで示しております。上段の小学校を見ますと、A問題において

やや伸び悩んでいる部分もありますが、B問題では昨年と比較して伸びが見られ、全体として全国平均の学力を身につけていると言えます。下段の中学校を見ますと伸び悩んだ時期もありますが、ここ数年順調に伸びを見せており、全国平均に着実に近づいていることがわかります。小中学校とも全体的には右上がりのグラフでありまして、改善の傾向にあると考えております。

4 ページ、5 ページをごらんください。

ここでは、各教科の平均正答率や全国との差をあらわしています。文部科学省では昨年度より正答率を整数値であらわしたものを結果として、各教育委員会や学校に通知しています。高知県としましては、教育委員会の施策や学校の取り組みの検証をする意味で経年比較をすることが必要と考えておりますので、これまでと同様に小数第1位まで公表することとしています。したがって、この資料では、各教科の結果を小数第1位まであらわしています。例えば、4 ページの左側上段、小学校国語Aの高知県の正答率は70.0%、全国平均正答率は70.7%で、高知県は全国を0.7ポイント下回り、昨年度は全国を0.1ポイント上回っていたことから、昨年度と比較して0.8ポイント下回ったこととなります。このようにして見ていきますと、右側下段の算数Bにおいて、平成19年度は全国平均との差がマイナス2.9ポイントであったものが、今年度はプラス1.2ポイントと大きく伸びていることがわかります。

5 ページをごらんください。

中学校では左側下段の国語Bにおいて、平成19年度は全国平均との差がマイナス8.0ポイントであったものが、今年度はマイナス1.5ポイントと全国平均に近づいてきています。また、右側上段の数学Aでは、平成19年度はマイナス9.1ポイントであったものが、今年度はマイナス2.0ポイントまで縮めることができました。下の理科におきましても、前回より全国との差を3.2ポイント縮めています。

続きまして、6 ページから30ページには、小中学校の教科別の正答数の度数分布をあらわしたグラフや設問別集計結果、調査問題の抜粋を載せております。

まず、6 ページをごらんください。

小学校の国語の正答数の度数分布グラフを示しております。折れ線が全国平均を、柱状グラフが高知県をあらわしています。そうしますと左側の国語A、右側の国語Bどちらも折れ線と柱状グラフがほぼ同じ形状を示し、全国レベルの学力の定着状況であることがわかります。右側7ページには設問別集計結果を載せています。A問題の間8は漢字の問題ですが、従前のように漢字を正しく読み書きする力を問うものではなく、文の中で漢字を正しく使うために、他の読み方、同音異義、似た形の漢字の識別ができなくてはならない問題へと進化をしております。具体的には、8 ページ、9 ページに記載しておりますのでごらんください。

9 ページが、28年、29年度の漢字に関する問題です。漢字を正しく読む、書くという問題に対しまして、右側の全国の正答率と比べて高知県は高い正答率を示していることがわかると思われます。しかしながら8 ページ、今年度出たのがこの漢字の問題でございます。この8番の上から二つ目の「しょう毒する」というところがございますけれども、「しょう毒」の「しょう」という字をどういうふうに書くのかということ、左側のウ1から3から選びなさい。「はぶく」、「けす」、「かつ」、全部「しょう」という読み方をするんですけども、「しょう毒」の「しょう」というのはこの中のどれに当たるのかということで、単なる読み書きがわかっただけでは解けないという問題へと進化しております。しかしながら、全国と比べたら低いかということとそうでもございません。左の上にあります正答率を見ていただきますと、ほぼ全国並みに点数はとれているということでございますが、単に読み書きのインプットからアウトプットの問題は非常に全国に比べて正答率が高かったのに比べて、こういう活用が少し入ってきますと全国並みになってしまうという状況でございます。

7 ページにお戻りください。

また、全国と差があった問題は、5の春休みの出来事の一部の中で、主語と述語とのつながりがあっていない文を選択し、正しく書き直すという、文中において、言葉の関係に注意して正しく書く力を問うもので、マイナス3.1ポイントの開きがありました。具体的には、10ページ、11ページをお開きください。主語と述語の関係を問う問題で、従前であるならば、11ページの27年度の問題ですが、主語として適切なものはどれですかというような問題でした。これにつきましては左側の正答率を見ていただきますと、全国では53.1ポイントであったものに対して、高知県では65.8%、プラス12.7ポイントと非常に全国に比べても高い数値を示しておりました。しかしながら、同様の主語述語を問う問題で、10ページ、30年度の問題をごらんください。これにつきましては、主語と述語の関係がいわゆるつながりがあっていない文、これについて番号を記して正しく書きなさいという問題になっております。答えは4番なんですけれども、これにつきましては全国が35.5、高知県は32.4とマイナス3.1ポイントという形で、単に主語を問う問題につきましては非常に高い数値を示したのですけれども、こういう形で文中の中で少し応用的な問題になりますと、若干弱い面が見られるというところが、本県の状況でございました。本県の小学校の国語A問題が低くなってきた原因として、以前のように、単なる漢字の読み書きや主語を問う問題のときには、全国平均よりもかなり高い正答率でありましたが、文中での活用を含めた問題になった場合には、その正答率が全国平均並みになったことが挙げられます。

続きまして、12ページをごらんください。

小学校算数の結果を載せております。正答数の分布状況の算数Aでは、14問の全問正解した児童の割合が全国の割合を超えて大きくなっています。また算数Bは正答数が8問及

び9問の上位層の児童の割合が全国よりも高くなっています。このような結果から、小学校算数では全国上位に位置をしております。

16ページをごらんください。

小学校理科の結果を載せておりますが、理科はA、B問題に分かれていません。折れ線と柱状グラフを見ていただくとほぼ同じ形状を示し、全国レベルの学力の定着状況であることがわかります。

20ページをお開きください。

中学校国語の結果を載せております。正答数の度数分布グラフを見ますと、A、B両方において正答数が低いものについて棒グラフが折れ線を超え、正答数が高いものについて棒グラフと折れ線にすき間が見えています。学習内容が理解できていない生徒の割合が全国と比較して多くなっている状況です。21ページの設問別集計結果を見ますと、上のA問題8の5作品への助言として適切なものを選択するがマイナス8.5ポイント。下のB問題の1の2、天地無用の意味を示す効果として適切なものを選択するがマイナス5.2といった選択問題に依然として課題が見られます。また、中学校では記述式の問題において、全国との開きが大きいことが課題でありましたが、1番下の3の3、話の粗筋を友達にどのように説明するかを書くの記述式問題では初めて全国を上回る結果も見られるようになってきました。その問題が次の22、23ページにあります。少しごらんください。この文章を読んで、その話の粗筋を学級の友達に説明する、あなたならどのように説明しますか、条件1と2に従って書きなさいという問題ですが、全国は49.2に対して高知県は51.2とプラス2.0ポイントという形で、記述式問題においても徐々に力をつけてきたというところが見取れます。

24ページから中学校数学の結果を載せております。正答数の度数分布グラフを見ますと、国語と同様に、A、B両方において正答数が低いものについて棒グラフが折れ線を超え、正答数が高いものについて棒グラフと折れ線にすき間が見えています。特にB問題においてこのことが顕著になってきています。25ページの設問別集計結果を見ますと、A問題2の(4)等式 S は $\frac{1}{2}AH$ 、 A について解けという等式変形についての問題があります。この等式の変形の問題については26ページをごらんください。全く同様の問題が過去にも出されておりました。平成21年度の全国の正答率を見ますと、右側の下ですが44.5%に対して高知県はこのとき32.5%、マイナス12ポイントでありました。しかしながら、平成30年度に同じ問題が出たときには、左側ですが、全国が48.2%に対して高知県は54.8%と、プラス6.6ポイントと大きく上回ることができました。このことは等式の変形については、本県中学生の大きな課題であることを県教育委員会として学校現場に伝え続け、その改善のための授業のあり方や加力指導の重要性を訴え、粘り強く指導を繰り返してきた結果であると考えます。しかしながら数学Bにおいては、対全国比マイナス3.7ポイントと大

大きく開いており、数学に関する活用力が十分に身につけていない生徒が多くいるという結果です。そのため、新学習指導要領に示された主体的対話的で深い学びの視点による授業改善がまだまだ必要であると考えます。

28ページからは中学校理科の結果を載せております。正答数の度数分布グラフを見ますと、正答数が10問から18問の中位層について棒グラフが折れ線グラフを超え、正答数が高いものについて棒グラフと折れ線にすき間が見えます。上位層の生徒の割合が全国と比較して低い結果となっています。

32ページから質問紙調査の結果を載せております。この中で特徴的なものを幾つか紹介をさせていただきます。32、33ページをごらんください。

「自分にはよいところがあると思いますか」「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」といった自尊感情を問う項目。また、「学校の決まりを守っていますか」という項目と各教科の正答数の相関を見たクロス集計では、いずれも当てはまると肯定的に答えた児童生徒ほど正答率が高いという結果になりました。この相関は従前の調査結果からも見られているものです。

36、37ページをごらんください。

新学習指導要領で目指す探求的な授業づくりについての設問を記載しております。これらの結果から探究的な授業づくりの必要性については、全国と比較しても、本県の小中学校においては理解が進んでいるものと考えられます。このようなことから、これまでに課題であった中学校の数学においても学力の状況が改善するなど、各学校及び各教科において一定の授業改善が図られてきました。しかし、その一方では今回の小学校国語、算数A問題において、基礎的な知識技能をいかに応用できるかという課題も明確になったところであり、こうした課題については、その要因を分析し、改善に向けた取り組みを行わなければならないと考えています。さらに本県の子供たちが確かな学力を身につけるため今回の調査結果をより詳細に分析するとともに、新学習指導要領の全面実施である小学校は平成32年度、中学校は平成33年度のスタートに向けた対応にしっかりと取り組み、一層の授業改善を進めていきたいと考えております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 高知市が非常に力を入れているということや、この年度聞いておりますけれど、全体の結果として高知市自体はどのように変化が、いろいろ力を入れられた成果は出ておるのか、いかがですか。

◎黒瀬小中学校課長 高知市につきましても、この調査結果が出たときに、すぐに高知市教育委員会の担当者を県教育委員会に呼んで、状況についてどうだったかと説明を聞いております。高知市につきまして、学力状況が特に中学校はなかなか厳しいという評価を聞いておりますし、小学校においても、従前は高知市は高かったんですけれども、少しだん

だんと下降ぎみにあるというところがありました。その原因を問いますと、やはり授業改善が進んでいないという状況がありますので、今年設置しました学力向上のための推進室の指導主事とアドバイザーがしっかりと学校訪問をして、今授業改善に向けて取り組みを進めております。4月から夏休み前の1学期の間、300回以上、高知市の学校に訪問ができたという状況になっております。これから少しずつ授業改善ができるように、我々県教育委員会の担当者も一緒になって、高知市の学校を訪問しながら授業改善を進めていきたいと考えています。

◎**浜田（豪）委員** 高知市はいろいろばたばたされておるように拝見しておりますが、県の教育委員会の方が全面バックアップしていただけて頑張っていただきたいと思います。

◎**弘田委員** 調査の概要の中の（１）調査の目的、これそのものだと思うんです。こういった調査結果を見たらどういったところへ力を入れて、どこを重点的にやるか一目瞭然です。ぜひ、高知市が弱いということであれば、その弱いところがきちんと授業改善に生かせるように、高知市教育委員会に対してお話ししてください。

◎**久保副委員長** 一昨日、記者発表されて、高知市はどうだったかなとすごく関心がありまして、今、両委員がおっしゃったとおりだと思いますので、よろしくお願ひします。

もう1点、例えば小学校の国語、主語述語で、30年度に少し問い方、活用を変えたら、随分と残念だということ。先般、業務概要委員会で生涯学習課から図書館の活用という計画をつくったということをお聞きして、オーテピア高知図書館も先月24日にオープンして、そのときにもお話を受けて、あそこは合築の図書館ですし、かつ、県下の市町村の図書館の中でもネットワークをしてきちんとやっていくというふうなお話をお聞きしました。図書館の活用計画の中でもそうでしたし、同時に私はそのときに教育長にも要望しましたけれども、ぜひ学校図書館、図書室といいますか、その活用というのをもう一層やっていただきたい。この4月、5月、出先機関調査で学校に行かさせていただいたときにちょっと図書室が十分に使われていないところがあるんじゃないか、一目瞭然であるんじゃないかなというふうに思いました。自分が小学校のときに、私は結構好きで、よく図書室に行っていたんですけども、伝記ものですか地球の不思議だとかよく読んだ記憶があって、先ほどの主語、述語の問いですとか、同じ漢字なんだけれども、ほかで使うときはどういうふうな使い方ができるかとかいうことなんか、まさに本を読んでいたら、ひとりで読解力もつきますし、それがまた、もっと言えば数学算数なんかにもつながっていくのではないかなと思いますので、学校図書室の一層の活用を業務概要委員会のときも教育長にお願いをしましたけれども、これをぜひ進めていただきたいというふうに思います。高知市のことと学校図書室の活用について、教育長、改めてお願ひします。

◎**伊藤教育長** 学校図書につきましては業務概要委員会のときもお話をいたしました。先ほど弘田委員からこの目的について、しっかり改善をというお話も出ましたけれども、平

成29年度の全国学力・学習状況調査の結果で読解力が弱いということがあったので、県教育委員会としては直ちに読みを鍛えるための副読本の作成にかかって、昨年度中に作成し、活用してもらっております。それから話がありましたように、学校図書館を活用した読みを鍛えるような授業といったものも、既に今年度から始めております。そういった中で、ほかの算数にも国語の読解力が影響してきますので、ぜひそういったような方向で取り組みを進めていきたいと。それから高知市につきましては、課長が先ほどお答えしましたように、今年度から学力支援推進室を設置をして、もう既に300回ほどの訪問指導もしておりますので、そういった中でも、定期的に高知市教育委員会とも毎月会合を重ねて取り組みを検証しております。今回この全国学力・学習状況調査の経過、成果も踏まえて検証して、それを今後の活動にどう生かしていくかということ、高知市とも一緒に協力して進めていくよう取り組んでいきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正について、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 高等学校課でございます。9月議会におきまして条例改正を予定しております案件につきまして事前に御報告をさせていただきます。今回の条例改正は、さきの7月豪雨の被災地域の生徒が本県県立高等学校に転入学をする場合に、入学手数料等を徴収しないようにするためのものがございます。お手元の資料、高等学校課のインデックスのついたページをお願いします。

平成30年7月豪雨の被災地域の生徒の就学機会を確保するために、現在本県の県立高等学校への転入学について柔軟な対応を図る「平成30年7月豪雨に係る転入学の特別措置実施要綱」を制定したところでございます。これにより、本県県立高等学校に転入学する場合、入学手数料及び入学料を徴収しないこととするために必要な条例改正を9月議会に提出させていただく予定です。2をごらんください。今後該当の方がおられた場合、条例改正までの間は地方自治法施行令第171条の6第1項第3号の規定に基づき、徴収を猶予する「入学手数料及び入学料の徴収猶予に関する取扱要綱」を制定して徴収を猶予することで対応し、条例改正後入学手数料及び入学料の不徴収の手続きをとってまいります。なお、今回の豪雨災害に当たっては、文部科学省から入学料等の免除に係る配慮に関する通知が発出されており、また、今回の豪雨災害が「特定非常災害」の指定を受けたことを踏まえて行うものでございます。これまでにも、東日本大震災、熊本地震で同様の対応をしております。改めて9月議会でも説明をさせていただきます。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 過去二回の災害で対応した人数というのは何名でしょうか。

◎竹崎高等学校課長 東日本大震災におきましては7名の方、熊本地震におきましては該

当の方はおられなかったということでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高校生等奨学給付金の支給要件の改正について、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 引き続き、よろしくお願いいたします。高校生等奨学給付金の支給要件の改正について御報告させていただきます。

資料は2ページをお願いします。

1の事案の概要をごらんください。高校生等奨学給付金につきまして、平成27年度から平成29年度までの3年間、本県の定めていた給付対象の範囲が国が定める範囲よりも狭くなっており、本来であれば、給付金の受給資格のある方が対象外となってしまっておりました。1の(2)にありますように、対象の人数と額は国公立高等学校等においては、最大延べ80名、金額では最大470万円程度と推計をしております。該当となる方には深くおわびを申し上げますとともに、県の要綱を改正しまして、本年度中に遡及して給付させていただく予定です。高校生等奨学給付金は参考のところにありますように、平成26年度から給付が始まったもので、国公立、私立、高等専門学校1年生から3年生の生徒を含む高校生の子供がいる低所得世帯の方が対象です。対象となる世帯の年収の目安は約250万円未満、財源は国が3分の1、県が3分の2を負担します。教科書費や教材費等の授業料以外の教育費を負担するもので、金額は国公立か私立か。あるいは兄弟の数などでも変わってまいります。年間3万2,300円から多い世帯で13万8,000円となっております。

2をごらんください。(1)の国の要件と本県の要件の差異の部分でございますが、本県が定めておりました支給要件の一つに、授業料を支援するために国が支給している高等学校等就学支援金を受けているかどうかということがございます。国は平成27年度に就学支援金を受ける資格を有する方というふうに緩和をしておりましたが、本県では就学支援金を実際に受けている方という、従来の要件のままになっておりました。この奨学給付金が始まりました平成26年度は国と県の支給要件は同じ要件で運用しておりましたが、平成27年度から違っていたということでございます。この差異により、2の(2)にありますように、国が定める要件では、低所得世帯の方は授業料支援のための就学支援金の手続の有無を問わず給付対象となる所、本県が定めていた要件では、低所得世帯の方であっても就学支援金の手続をとらず、授業料を支払っている方については、給付の対象外になってしまっておりました。

次のページをごらんください。

3の事案の発生原因等ですが、国の支給要件が平成27年度に変更になっておりましたが、それに合わせて、県の要綱を改正する際に、国の改正に対応した改正ができていない部分がありましたことが原因でございます。県の要綱は国の要綱に加えて、その取り扱いについて定めた通知さらには国の手引をもとに作成しておりますが、そのうち支給要件に関し

ましては国の取り扱いの通知に記載されていたものでございます。複数の文書を元に改正作業を行う中で、その確認が十分ではなかったものと考えております。

4 今後の対応ですが、県の要綱につきましては現在改正作業中でございます。また、先ほども御説明いたしましたように、平成27年度から平成29年度に給付の対象であった可能性のある方には文書で御連絡するなど、今後周知をいたしまして、申請をしていただいた後提出書類を確認の上、給付をさせていただきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、今回該当の皆様には大変な御迷惑をおかけいたしました。今後は事務処理に当たって複数での読み合わせ確認などを十分に行うとともに、管理職による確認を徹底することで、再発防止に努めてまいります。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 1点確認ですが、資格要件では、世帯全体で年収が250万円未満が目安ということですが、要綱に沿って事務を進めるに当たって、市町村は全然関係ないですか。

◎竹崎高等学校課長 県が進めているものでございますので、市町村は直接は関係ありません。

◎上田（周）委員 教育委員会だけでもないですが、最近マイナスの事案が発生していますが、こういった事案が発生すること自体が個人的にも残念でなりません。3ページに発生の原因とか、最後に再発防止と書いていますけれど、推察ですが、担当者のいわゆる思い込みというものがありはしなかったかと思えますし、今後の再発防止で、回議書だっただけで管理職まで見るのが当たり前ですから、そのあたり、徹底すると書いていますけれど、これまでも徹底しておかなければならなかったのではないかと思います。教育長に、今後の防止、対応策を含めてお聞きをしたいと思えます。

◎伊藤教育長 今、御指摘いただいたとおりでございます。担当者の思い込みといいますか、回議書というのは上司まで決裁もしております。そんな中で、単年度だけではなくて3年度にわたってこの誤りが発見できなかったということにつきましては、申し開きできないというのが現状でございます。こういった国の通知などに基づいてしっかりと所属として全体で確認をして誤りのないようにやるということを徹底するしか方法はございませんので、今回、このような事が発生いたしまして、改めて全職員がこういったことを二度と起こさないということを肝に銘じて正確な事務に努めてまいりたいと考えております。

◎塚地委員 ほとんどの方が就学支援金は受けておられるので、わずかな方が就学支援金を申請されていないんだと思うんですけど、私も申請書を見させていただいて、これを読みこなして書くという作業がなかなか大変で、そういう家庭環境にありながら申請していないというところに、県立学校側だけで対応する状況は難しいんじゃないかなとは思っています。前の議会のときにも、福祉の関係との対応をぜひ丁寧にしてほしいというお話をさせていただいたんですけど、今回の事案は多分そういうケースが結構多いと思うんです。

そういう部分ともタイアップしていただいて、なかなか申請しなさいと申請書を渡しても書いて出してくるということが難しいんじゃないかというふうに思うので、個別に通知もされるということでの対応だと思うので、その部分はぜひお願いをしておきたいと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

特殊詐欺対策について、本部長の説明を求めます。

◎小柳警察本部長 それでは、取りまとめ項目、特殊詐欺対策につきまして資料に沿って順次御説明をいたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、1の特殊詐欺被害の推移について御説明をいたします。本県では平成26年に被害額が過去最悪の約5億6,000万円となりましたが、その後3年連続して被害額が減少し、平成29年は約7,955万円で8年ぶりに1億円を下回りました。一方、平成29年中の認知件数は49件で前年より11件増加いたしました。認知件数の増加の要因ではありますが、有料動画の利用料金の未払いの名目でコンビニエンスストアで電子マネーを購入させ、そのIDをだまし取る手口でありますとか、収納代行サービスを悪用する手口の架空請求が急増したことによりまして、これにより被害者層も幅広い年代に広がったところでございます。本年に入りましてから6月末現在では認知件数は9件でございまして、前年同期比マイナス13件、被害額は1,774万円で前年同期比マイナス2,182万円と、認知件数、被害額とも減少で推移をしております。なお、過去10年の被害の推移につきましては資料の4ページに記載をしております。

次に、資料の2番の「だまされない」ための対策について御説明申し上げます。まず、広報啓発の推進についてでございます。広報啓発活動では県警のホームページ「こうちのまもり」「あんしんFメール」など県警察が運用しております広報媒体のほか、テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用しまして、特殊詐欺の被害状況、手口等に関する情報発信や注意喚起などを実施いたしております。資料記載のとおり高齢者率の高い中山間地域では、防災無線を活用して注意情報を発信しております。また、地域安全協議会地域安全アドバイザーや高齢者交通安全活動推進員、さらには関係機関、団体と連携し、特殊詐欺被害防止教室や高齢者安全教室、街頭における特殊詐欺被害防止啓発イベント等を開催いたしております。特に毎月30日を「特殊詐欺被害ゼロの日」といたしまして、広報啓発活動を強化しております。外部との接触機会が少ない高齢者の対策といたしましては、地域警察官による高齢者宅の巡回連絡や地域安全アドバイザー等による高齢者宅の戸別訪

問を行いまして注意喚起を実施しております。このほか、清涼飲料水の自動販売機の管理会社と県警察との間で「特殊詐欺撲滅支援ベンダーの設置に関する協定」を締結いたしまして、特殊詐欺の被害防止を呼びかける自動販売機を設置するなど、企業と一体となった防犯CSR活動による広報啓発を実施いたしております。

次に、詐欺電話撃退装置「見張り君」の貸し出しについてであります。特殊詐欺の被害者は電話でだまされておりますので、その対策として、詐欺電話撃退装置、通称「見張り君」を平成27年に110台、平成28年に100台の合計210台を導入いたしまして、高齢者宅へ無償で貸し出しをいたしております。同装置は電話の着信時に警告メッセージを流しまして、自動的に通話を録音するものでありまして、本年6月現在91台設置してありまして、設置しているところでの被害の発生はございません。

資料の2ページをごらんください。

「だまされない」ための対策の最後は予兆電話等への対策についてであります。被害届でありますとか相談等で特殊詐欺に使用された電話番号を把握したときには、その番号を事実上使用できない状態にする警告電話を実施いたしております。また、予兆電話等の内容を「あんしんFメール」などで注意情報として発信いたしております。

次に3番の「だまされても被害金を取られないため」の対策について御説明申し上げます。まず、水際阻止対策について3点御説明をいたします。1点目は金融機関との連携による水際阻止対策についてであります。金融機関の窓口を利用した高額な被害を防止するために「声掛けチェックシート」を作成しまして金融機関に配布をして、高齢者の高額な払い出しの際の声かけ等を推進いたしております。平成29年中は金融機関の窓口における声かけ等によりまして22件、総額約1,764万円の被害を阻止いたしました。また、還付金等詐欺の被害を防止するため、金融機関に働きかけをいたしまして、過去1年間ATMでの振り込み実績のない70歳以上の高齢者、こうした方によるキャッシュカードへの振り込み限度額を0円に設定する取り組みを推進いたしております。2点目はコンビニエンスストアとの連携による水際阻止対策についてであります。急増する電子マネーを悪用した詐欺被害を防止するため、「声掛けチェックシート」を作成いたしましてコンビニエンスストアに配布をして、高額または多数枚の電子マネー購入者への声かけ等を推進しております。平成29年中はコンビニエンスストアにおける声かけ等によりまして24件、総額約352万円の被害を阻止いたしました。3点目は、ハイヤー、タクシー事業者との連携による水際阻止対策についてであります。高齢者の中には移動手段として、ハイヤーやタクシーを利用する方がおられることから、県警察では平成27年に高知県ハイヤー・タクシー協議会との間で「高知家安全安心タクシーに関する協定」を締結いたしまして、特殊詐欺の被害防止活動を推進しております。平成29年中は、県内のハイヤー、タクシー112事業者に対しまして「声掛けで振り込み詐欺を見逃さない」と題したチラシを約2,000枚配布いたしまして、乗

客への声かけによる水際対策を実施いたしました。なお、過去5年間の水際阻止の件数等の推移につきましては資料の4ページに記載をしております。

続きまして、企業等と一体となった防犯CSR活動による抑止対策についてでございます。県警察と運送事業者、生命保険協会等との間で、地域見守り活動や特殊詐欺被害防止に関する協定を締結しまして、特殊詐欺の被害者を発見した際における警察への通報等も実施をいたしております。平成29年中は一般社団法人生命保険協会高知県協会と生命保険協会加盟会社との特殊詐欺等に関する情報の共有でありますとか、加盟会社を通じた顧客への広報啓発活動等を行うことを目的として、特殊詐欺等の被害防止に関する協定を締結いたしました。また、本年3月には県警察とヤマト運輸との間で、地域見守りに関する協定を締結いたしました。これは、配達業務を通じまして地域見守り活動に取り組むことによりまして、地域住民が特殊詐欺を含めた各種犯罪等の被害に遭わず、より安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的として実施をしているものでございます。

次に3ページに移りまして、4の検挙状況について御説明を申し上げます。まず、「だまされた振り作戦」による被疑者検挙の推進についてであります。本県では被害関係者から受理した相談内容をもとに積極的に「だまされた振り作戦」を実施してございまして、現金やキャッシュカードを受け取りに来る、いわゆる受け子被疑者の現場検挙を強力に推進し、特殊詐欺の本犯を平成29年中には21件、11人、本年上半期は21件、4人を検挙しております。次に、特殊詐欺を助長する犯行ツール対策の推進についてでございます。特殊詐欺を助長する犯行ツール対策としては、県民からの被害の届け出や相談等により認知をいたしました預貯金口座の口座凍結でありますとか、携帯電話に対する警告電話を実施するなど、犯行ツールの無力化を図るとともに、預貯金口座の売買等に対する取り締まりを推進し、特殊詐欺の助長犯を平成29年中は40件、19人、本年上半期は41件、21人を検挙しております。なお、過去5年間の検挙状況につきましては、資料の5ページに記載をしております。

最後に5番の今後の取り組みについて4点御説明申し上げます。1点目は広報啓発活動の強化についてであります。顕著な高齢化の進展に伴いまして特殊詐欺被害の対象者は増加をしております。高齢者を含め「だまされない」ための広報啓発活動を強化してまいります。あり方といたしましては、特殊詐欺の手口などをお伝えしても、いつの間にか忘れてしまうといったことや、被害に遭っているのにその認識がない方への対策も踏まえまして、特に高齢者に対しましては、繰り返しによる特殊詐欺の手口や被害に気づく広報啓発を実施したいと考えております。2点目は水際阻止対策の推進についてでございます。特殊詐欺の被害防止対策としては水際対策が極めて有効であります。今もなお高齢者が金融機関の窓口で多額の現金を引きおろしてだましとられる被害が発生しておりますので、金融機関等との連携をさらに緊密にして水際阻止対策を強化してまいります。3点目は、

企業による防犯CSR活動の推進でございます。被害対象者の増加や地域の見守り体制の弱体化といったことも踏まえまして、企業による防犯CSR活動をさらに推進してまいろうと考えております。4点目は特殊詐欺に対する検挙力の強化についてであります。初動体制の早期確立による「だまされた振り作戦」の実施によりまして、受け子被疑者等の検挙さらに中枢被疑者の検挙に向けた捜査を強化するとともに、各種法令を適用した助長犯罪の検挙を強化してまいります。以上、特殊詐欺対策について御説明を申し上げました。特殊詐欺対策につきましては今後も県警察の総力を結集しまして、だまされないための対策、取り締まりの徹底などによりまして、県民の皆様を被害から守る取り組みを推進してまいり所存でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 「見張り君」は、特に高齢者の方々を特殊詐欺から守るという面で有効活用をしていくべきシステムだと思うんですけど、210台のうち91台設置されているということで、残りの119台は今どういう状況で、今後どういうふうに広げていくおつもりなのかお聞きします。

◎依岡生活安全部長 「見張り君」につきましては、県下各署に配置して、各団体、自治体とか地域安全協会等々に貸し出しをして、その団体からそれぞれ個人の方にお貸しをするということになっております。各団体のほうにはほとんどの形で出しておるんですが、各団体から個人のほうへの配備率が50%弱にとどまっておりますので、この点につきましては、もう一度見直しをかけさせていただいて、効果的に浮いた台数がないように、本部のほうでも再検討していきたいと考えているところでございます。配備したところで1件も発生しておりませんので有効と考えてます。

◎土居委員 県内の高齢者の方々に普及させていく上で大きな課題だと思いますので、ぜひその辺が100%活用できるような体制、自治体とか地域安全協会との連携も深めて進めたいと思います。もう一点、被害はないということですが、これは全国的にもそうなのでしょうか。高知県だけの話でしょうか。

◎依岡生活安全部長 全国の詳細については把握できていない状態ですが、ほかの県でも大きく予算化して対応しているところもございまして、そこ情報交換しても発生があったという話は聞いていないという状況です。それから、ちょっと補足になりますけれども、「見張り君」は普及に向けての一つのきっかけ的なところもございまして、現在、電話会社もいろいろ工夫しておりまして、「見張り君」に近いようなものも市販されているということで、かなり普及しておるといった情報も聞いておるところでございます。

◎土居委員 このシステムというのは、もし、犯人なにがしかが、この「見張り君」があるにもかかわらず、そういう行為に及んだと。一応録音されますよね。こういった場合に犯人検挙につながるようなシステムなのでしょうか。

◎**依岡生活安全部長** これにつきまして、1番のメーンは警告音声です。この電話は録音されていますよということから始まりますので、その時点で大体犯人は断念するようです。録音機能でしっかり残っていますので、被害届なりが出て実際の事件に発展した場合は、一つの大きな証拠という形で活用できるものと認識しております。

◎**上田（周）委員** 特殊詐欺につきましては、御努力の中で認知件数も被害額も減少で推移しているということですが、本部長の説明の中で、広報啓発活動の推進強化ということがあったんですが、一昨日土佐署で地元の青年協議会と連携してと、すごい思い切ったというか、踏み込んだ取り組みだと思います。高齢者に限りませんけれど通常の見守りの中で、若い世代との連携ということで個人的に評価しています。そういった部分で県内全体に拡大といいますか、何も青年協議会に特化したものではないですけど、今まででしたら既存のいろんな協議会との連携はありましたけれど、土佐署の例を起点にして新しい分野の連携を拡大していくようなお考えはございませんか。

◎**依岡生活安全部長** とられないための対策として特殊詐欺をしっかり認識していただくというのが大前提でございますので、広報啓発活動は県警としても力を入れながらやっておるということで、御指摘のように県下の対策につきましては、基本的には高齢者対策が柱になっています。地域の協議会とか団体と連携をさせていただいて、警察官による寸劇も踏まえていろんな形で広報啓発をやらせていただいておりますが、懸念しておるのが地域のボランティアの方々の高齢化というのもございまして、若い世代を取り入れていかないといけないということがございますので、土佐署の取り組みについては承知しておりますので、今後、青年協議会も含めながら若い世代のところへすそ野を広げて取り組んでいこうと県下のほうへは指導してまいりたいと考えています。

◎**上田（周）委員** このことのみならず、全体的な部分でも若い方の参加はますます必要になってくると思います。ぜひ、そのあたりも含めてよろしくお願いします。

◎**浜田（英）委員** 2週間ほど前に、私が留守のときにおれおれ詐欺の電話がかかってきました。息子はだまされたふりで、やりとりをしたんですけども。結局「だまされた振り作戦」の効果を上げるには、家庭にかかってきた電話をどのような手続で県警にお知らせをしたらいんですか。家庭にかかってきた電話を県警に転送できないし、どの段階で県警へ連絡するとか、そういうことがわかっていないとできなのではないですか。

◎**依岡生活安全部長** 「だまされた振り作戦」というのは基本的には人身安全対処参事官が司令塔となっていますので取り締まりの過程になってくるんですけど、防ぐところと取り締まりのところをさび分けするのは難しいところです。「だまされた振り作戦」の場合で積極的に情報提供していただくときに、届け出をしていただくということは事件進行中ということになってまいりますので、そこで一旦打ち切る。個人の自宅では、私はだまされませんよということで一たん打ち切ってもらうのがベストではないでしょうかと思

ますので、ただ、打ち切ったときにも情報いただければ、再度電話がかかったりすることもございますので、そこを検討しながら対応してまいりますので、いずれにしても、何らかの電話がかかってくれば積極的に所轄の警察に相談していただければ、そこで本部の捜査2課とも連携しながら「だまされた振り作戦」ができるのかできないのか判断しながら対応してまいりますので、基本的には連絡をしていただければ幸いです。

◎**浜田（英）委員** 着信履歴等を控えておくとか、どんな情報を手元に控えておけばいいですか。

◎**依岡生活安全部長** 基本的に非通知でなければ電話番号とやりとりの文言を控えていただければ、それで対応してまいります。

◎**大野委員** 自分も中山間地域に住んでいるんですけども、よく寸劇とかやっていたいて本当にありがとうございます。自分のほうからお伺いしたいのは、本犯と助長犯、例えば受け子はどちらになるんですか

◎**寛組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官** 現場へ現金などを受け取りに行くのは受け子、ATMから引き出すのを出し子という言葉で呼んでいるんですけど、これは全部本犯に当たります。助長犯というのは本犯を手助けするような形となる犯行形態、具体的に言うと、口座を自分の名義でつくって犯人側に郵送する、キャッシュカードを譲り渡す、携帯電話を自分で契約をして犯人側に送る、こういう本犯を手助けするという形で助長犯というような形で呼んでおります。

◎**大野委員** 高知県内だけで完結しておるのか。いろんなパターンがあると思うんですけど、例えば主犯がいて、その方が県内で受け子を雇っている部分もあるだろうし、例えば全国的な組織、グループがあって犯罪が行われるのか。

◎**寛組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官** 特殊詐欺のグループですけど、主犯格のほとんどが大都市圏、首都圏が中心になっております。地方の県には、ほとんど特殊詐欺グループはいないというふうに思っております。ほとんどが首都圏を中心にグループが暗躍しておって、高知県でだましたものを郵送させたり、それを、東京都内に取りにくるあるいは高知県内まで出張ってきて受け取りにくるというのもありますので、高知県内で勧誘して受け子にさせてというのはほとんどないということです。

◎**大野委員** この検挙者はほとんど県外の方を検挙されたという認識でいいですか。

◎**寛組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官** そのとおりです。県外がほとんどで県内はいません。

◎**明神委員長** 以上で、警察本部を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(12時2分閉会)